

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 〇〇 関東信越（東京）（受）第 2200637 号
厚生局事案番号 〇〇 関東信越（東京）（厚）第 2200143 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月 25 日から平成 19 年 2 月 1 日まで

A 社に在籍し、B 社に派遣社員として勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。当該期間について、国民年金保険料が納付済みと記録されているが、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるほか、平成 18 年分給与所得の源泉徴収票に社会保険料等の金額が記載されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社における雇用保険の加入記録は確認できないものの、同社の事業主は、請求者から提出された「平成 18 年分給与所得の源泉徴収票」の支払者欄の社判及び角印については当社のもと思われる旨回答している。

また、上述の源泉徴収票により、請求者は平成 18 年 4 月 25 日に就職し、同年中に退職していないことが確認できる。

さらに、A 社の事業主は、パート、アルバイトの給与の締め日は月の末日、支払日は翌月 16 日であったと思う旨回答及び陳述しているところ、請求者から提出された預金通帳の写しにより、平成 18 年 12 月 18 日（月）、平成 19 年 1 月 16 日（火）及び同年 2 月 16 日（金）に同社から振り込みがあったことが確認できる。

以上のことから、退職日は特定できないものの、平成 18 年 4 月 25 日から平成 19 年 1 月までの期間において、請求者が A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の事業主は、請求期間における社会保険書類、給与台帳、源泉徴収簿及び銀行の振込送信データの全てにおいて、請求者が当社に在籍していたことを示す記載がないため請求者の在籍を確認できず、請求者の給与から、請求期間の厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、請求者は、給与は時給計算であった旨陳述しているところ、A 社の事業主は、パート、

アルバイトの給与は時給計算であり、契約社員及び社員（以下「社員等」という。）の給与は月給であった旨陳述しているほか、パート、アルバイトに係る給与支払日は16日、社員等に係る給与支払日は25日であることから、請求者に支払われた給与は、パート、アルバイトの賃金の可能性があり、パート、アルバイトについては、厚生年金保険に加入させていないと回答している。

さらに、請求者と同様にA社に勤務し、派遣先事業所で一緒に働いていたとする者を含む、請求期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者18人に照会し、10人から回答又は陳述を得たが、そのうちの一人は、自身がパートタイマーであった時期は厚生年金保険には加入しておらず、社員等に雇用形態が変更となったときに加入した旨回答し、また別の一人は、請求者は社員等ではなかったと思う旨陳述している。

加えて、請求期間において、請求者は、国民年金に加入し、同期間の全ての国民年金保険料を納付している上、請求者が居住するC市の国民健康保険の加入記録により、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

なお、請求者から提出された「平成18年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額欄には19万786円の記載があるところ、オンライン記録により、請求者が平成18年中に納付した国民年金保険料額は、13万8,040円であるほか、A社の事業主は、従業員が納付したとして申告した国民年金保険料については、源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載していたと回答している。

また、請求者は、給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。